

平成三十年五月十五日受領
答弁第二七〇号

内閣衆質一九六第二七〇号

平成三十年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出「国政モニター」のサイトで外国人に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷が閲覧出来る状態になっていることに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「チェック」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国政モニター制度については、平成二十二年の行政事業レビューにおける所見を踏まえ、インターネットを活用して、平成二十四年五月七日から平成二十九年三月三十一日までの間、国政モニターからの意見等を募集したところであり、同制度は国民からの幅広い意見等を関係府省庁の施策の企画及び立案並びにその実施の参考とするものであることから、当時、内閣府大臣官房政府広報室において、誹謗中傷^{ひぼう}や差別的な内容等であると判断したものを除き、全ての意見等を国政モニターウェブサイトに掲載していたところであるが、その際、掲載する意見等の内容の真否について逐一確認を行っていたものではなかった。

五について

お尋ねについては、個別の事情に応じて適切に判断されるべきものであることから、一概にお答えすることは困難である。